

定 款

株式会社ショーケース

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ショーケースと称し、英文では、Showcase Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業・各種団体における販売促進、各種広報活動の支援
2. 各種情報提供サービス
3. デジタルコンテンツの企画・制作・販売
4. 映像の企画・制作・販売
5. 書籍・雑誌・各種印刷物の企画・制作・販売
6. コンピュータソフトウェアの開発・販売
7. セミナー、イベント等の企画・制作
8. 広告制作・広告代理業
9. 各種事業への投資業務
10. 金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介並びに債務の保証及び引受
11. 資金決済に関する法律に基づく前払式支払い手段の企画、開発、発行及び管理並びに資金移動業
12. 電子決済等代行業
13. ブロックチェーンに関連するシステムの企画、開発、制作、販売及び保守
14. クラウドファンディング事業
15. 金融商品取引法に規定する、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業
16. 損害保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務
17. 資産の管理及び運用に関するコンサルティング業務
18. 経営コンサルタント業務
19. 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
20. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
21. 古物営業法に基づく古物営業

22. 人材育成のための教育、研修、コンサルティング業務

23. DX(デジタルトランスフォーメーション)ツールを活用した販売促進プラットフォームの構築、コンサルティング及び営業支援

24. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,148万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

② 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 17 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。

② 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 28 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 29 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 32 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

② 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第29期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、第29期定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお第29期定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。

(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の基準日に関する経過措置)

第 2 条 第12条(定時株主総会の基準日)の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる第30期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日は、2026年3月31日とする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措置)

第 3 条 第19条(任期)の規定にかかわらず、2025年3月24日開催の第29期定時株主総会において選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置)

第 4 条 2025年3月24日開催の第29期定時株主総会において別段の決議がないことにより再任されたものとみなされた会計監査人の任期は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)

第 5 条 第31条(事業年度)の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる第30期事業年度は、2026年3月31日までの15か月間とする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の配当の基準日に関する経過措置)

第 6 条 第33条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる第30期事業年度の期末配当の基準日は、2026年3月31日とする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。

② 第33条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる第30期事業年度の間配当の基準日は、2025年9月30日とする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。

1996年2月1日	制定
1998年9月30日	改定
2005年11月18日	改定
2006年2月1日	改定
2006年9月1日	改定
2007年5月17日	改定
2007年9月26日	改正
2013年3月27日	改定
2013年7月19日	改定
2016年4月1日	改定
2016年8月1日	改定
2017年3月29日	改定
2019年3月27日	改定
2021年3月24日	改定
2022年3月23日	改定
2023年3月22日	改定
2025年3月24日	改定